

# 保証の対象となる資金

保証の対象となる資金は、中小漁業者等の皆様の漁業経営等に必要な資金です。

## 漁業近代化資金（小型漁船の建造、漁船設備（レーダー等）、水産物処理施設等の改良）

漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、金融機関（漁協等）が当該漁業者等に対して貸付ける資金

## 漁業経営改善促進資金（雇用労賃、燃料費、漁船の保守管理費等の短期運転資金）

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく「漁業経営改善計画」（農林水産大臣又は都道府県知事の計画認定が必要）に従った経営を行うために必要な資金

## 金融公庫資金（大型漁船（20トン以上）の建造改造、取得に必要な資金、長期運転資金等）

漁協等が（株）日本政策金融公庫等から貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸付ける資金

## 公害防止資金（污水处理、騒音防止施設等）

公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金

## 災害資金（被災施設の再建等）

暴風、高潮、津波その他の指定災害を受け、かつ、指定地域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等の事業の再建に必要な資金で主務大臣が指定する資金（損失額が一定の基準に該当することについて市町村長等の認定が必要）

## 一般緊急融資資金（国際規制等により経営困難に陥った中小漁業者等の経営安定に必要な資金）

漁業経営の著しい環境変化の影響を受ける中小漁業者等が、その事業継続のために必要な緊急に融資される資金

## 借替緊急融資資金（経営困難に陥った中小漁業者等の債務整理に必要な資金）

緊急融資資金のうち、中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として主務大臣が指定する資金

## 経営安定資金（既存の借入金を整理するための資金）

金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金

## 生活資金（住宅資金等）

中小漁業者等の生活に必要な資金

## 事業資金（設備資金、運転資金）

中小漁業者等の事業に必要な資金

## 漁協等保証債務

漁協等が（株）日本政策金融公庫等からの委託を受けて、中小漁業者等に資金の貸付けを行う場合に、漁協等が（株）日本政策金融公庫等に対して負担する保証債務に対する保証